

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(日野町)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	岡 伊佐夫	滋賀県蒲生郡日野町	日野町	大字大谷	西ノ割	820	田	1,555	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
2	岡 伊佐夫	滋賀県蒲生郡日野町	日野町	大字大谷	西ノ割	821	田	1,601	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
3	岡 伊佐夫	滋賀県蒲生郡日野町	日野町	大字大谷	西ノ割	822	田	1,046	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
4	岡 伊佐夫	滋賀県蒲生郡日野町	日野町	大字大谷	西ノ割	828	田	1,340	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
5	岡 伊佐夫	滋賀県蒲生郡日野町	日野町	大字大谷	八ノ坪	934	田	3,877	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
6	岡 伊佐夫	滋賀県蒲生郡日野町	日野町	大字大谷	落代	916	田	3,228	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
7	大西 賢司	滋賀県蒲生郡日野町	日野町	大字鎌掛	原古野	5543	田	3,089	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
8	大西 賢司	滋賀県蒲生郡日野町	日野町	大字鎌掛	須原	5578-1	田	594	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
9	大西 賢司	滋賀県蒲生郡日野町	日野町	大字鎌掛	須原	5595	田	2,938	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
10	大西 賢司	滋賀県蒲生郡日野町	日野町	大字鎌掛	須原	5597	田	468	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
11	大西 賢司	滋賀県蒲生郡日野町	日野町	大字鎌掛	須原	5623-1	田	463	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
12	農事組合法人 ダイゴク	滋賀県蒲生郡日野町	日野町	大字鎌掛	原古野	5541-1	田	3,254	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	3,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	農事組合法人 ダイゴク	滋賀県蒲生郡日野町	日野町	大字鎌掛	原古野	5542	田	3,074	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
14	岡 幹雄	滋賀県蒲生郡日野町	日野町	大字鎌掛	須原	5626-1	田	2,460	使用貸借権	水田	R6.1.1	R10.12.31	5年	-	-

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき